



浦添市てだこ浦西駅周辺
土地区画整理組合



組合だより

第3号

平成31年1月8日発行

発行：浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合



平成31年 新春のご挨拶



新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様におかれましては、日頃より本事業に対しご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度も残すところ3ヶ月となりましたが、現在地区内では整地工事や幹線道路「前田浦西線」の一部において築造工事が開始されるなど、現場は着々とインフラ整備が進んでいる状況です。

また、昨年9月には沖縄都市モノレール延長区間の軌道も連結され、てだこ浦西駅舎の外観もほぼ完成し、今年の夏頃には延長区間が開通する予定となっております。

今年度中には参入事業者との保留地価格交渉も進め、目に見える形での事業推進のため、指導機関である浦添市と密に協働し、1日でも早い街びらきができるよう鋭意努力しているところでございます。

なお、今後は事業計画の変更も予定しており、これまで以上に皆様のご協力が必要となりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合
理事長 又吉 真孝



— 組合のホームページを開設しました！ —

11月上旬に組合のホームページを開設しました。今後とも事業の進捗状況や、各種お知らせなどの情報を定期的に掲載していきますので、下記アドレスにアクセスしてご覧ください。

<http://www.tedakouranishi.com/>



— 活動報告 —

以下のとおり総会を開催し、皆様のご理解ご協力によりすべての議案について承認をいただきました。

■第6回総会（平成30年3月14日）

- 議案第1号 平成28年度経費収入支出決算について
- 議案第2号 平成28年度事業報告について
- 議案第3号 平成28年度末財産目録について
- 議案第4号 繰越明許費について
- 議案第5号 平成30年度経費収入支出予算について
- 議案第6号 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法について



- 報告事項1 平成29年度定期（中間）監査報告について



— 事業の安全を願って —



平成30年8月15日（水）に、工事安全を願い地鎮祭を行ないました。

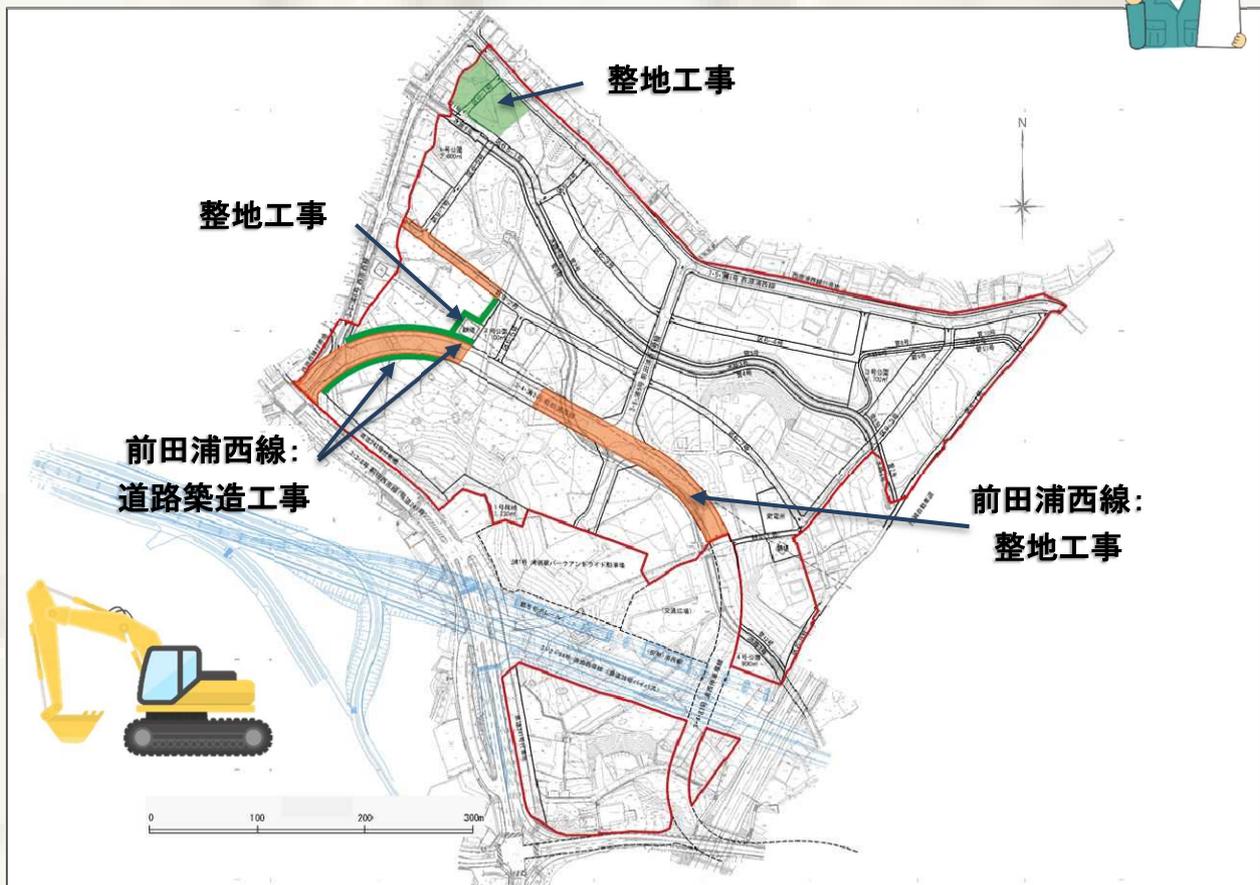
地鎮祭当日は、あいにくの空模様となりましたが、組合理事・職員をはじめとして、浦添市、協力事業者など関係各位のご参列を頂き、常幸寺・住職により、工事安全を祈願し、万事つつがなく執り行なわれました。



— 平成30年度の工事箇所・工事予定 —

今年度工事として下図のとおり行っております。工事施工の際は、安全対策と事故防止に最善の努力をいたしますが、大型の工事車両が頻繁に通行することになりますので、特にお子様が現場に近づかないようご注意ください。

皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いします。





— 組合からののお知らせ —

●各種証明書の発行について

仮換地指定がされたことにより、土地の売買や金融機関からの借入等を行う場合にその土地を証明するものとして、以下の証明が必要となる場合があります。

これらの証明については、組合事務所に発行いたしますので、印鑑（認印）をご持参の上申請して下さい。なお、地権者の代理で申請する場合には委任状が必要です。

- 仮換地証明 ⇒ 従前の土地がどのような仮換地になっているかを証明するものです。
- 該当地番証明 ⇒ 指定された仮換地と重なる従前地を示すことで仮換地の位置を証明するものです。
- 保留地証明 ⇒ 保留地の位置、地積等を証明するものです。

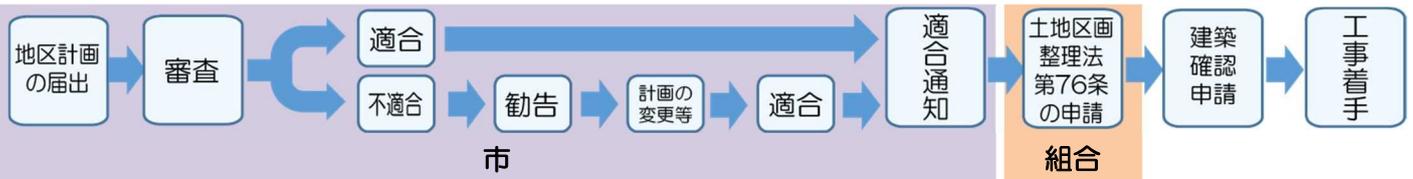
各種証明等手数料

(1) 仮換地証明	1 件につき	300 円
(2) 該当地番証明	1 件につき	300 円
(3) 保留地証明	1 件につき	300 円
(4) その他の証明	1 件につき	300 円
(5) 仮換地案内図 1/2500	1 件につき	100 円
(6) 仮換地区図 1/500 A3迄	1 件につき	100 円
(7) 事業計画設計図 1/2500	1 件につき	200 円
(8) コピー（カラー）A3迄	1 件につき	200 円
(9) コピー（白黒）A3迄	1 件につき	100 円

●地区内の建築行為等には許可が必要です

建築物その他の工作物の新築、改築や、土地形質の変更等を行う場合は、土地区画整理法第76条（建築行為等の制限）の許可を得る必要があります。また地区計画に定められたまちづくりのルールを守るため、建築確認申請に先立ち、浦添市にその設計内容などについて地区計画の届出が必要になります。

※詳しくは組合又は浦添市にご相談ください。



●土地の権利の異動等の届出について

土地の所有権異動（相続を含む）や分・合筆をされる場合は、仮換地の内容に変更が生じる場合がありますので、事前に組合にご相談ください。なお、手続き完了後は、登記事項証明書等の写しを必ず組合へ提出ください。また、住所変更をされた場合も、住民票の写しを組合へ届出ください。

●共有の土地は代表者の届出が必要です

土地区画整理法第130条の規定により、共有名義の土地は、原則として1つの土地として取り扱うため、共有名義の土地をお持ちの方は、その土地の代表者を決めていただき、組合へ届け出てください。（登記名義人が亡くなっている相続登記の手続きを行っていない方についても同様です）

●固定資産税の減免について

従前地と仮換地のどちらも使えない状況になった場合は、固定資産税の減免制度があります。ただし、個人申請が必要になりますので、浦添市（資産税課）へ申請書類を提出して下さい。浦添市が内容を審査します。

※各申請書・届出書はホームページからダウンロードしていただけます

てだこ浦西駅周辺地区のまちづくりに関する問い合わせ先

浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合
 住所：〒901-2102 浦添市前田2丁目18番15号
 電話：098-988-4812 FAX：098-988-4813
<http://www.tedakouranishi.com/>
 執務時間：8:30~17:15（12:00~13:00は休憩時間）土日、祝日は休務

